

# 【体育施設の予約について】 H27. 3. 19

(スポーツ交流館含む)

利用者配布用

(例) 5月分の予約をする場合

利用する月の前月 (4月)			利用月 (5月)
1	10   11	20   21	30   1
⇒ 定期利用登録団体の予約	⇒ 市民等 個人・団体 (一般)の予約	⇒ 市外者・ 定期代替・定期分以外	⇒ 当月分の予約

※ 市民等は市内在勤者も含む。

## 1. 翌月分の予約

【 個人・団体 (一般) 】 (1回の利用は2時間までです。テニスコートは2面までです。)

- (1) 市内登録者 . . . 11日以降、翌月2回分の予約ができます。  
(平成27年4月受付分より)
- (2) 市外登録者 . . . 21日以降、翌月1回分の予約ができます。

【 定期利用登録団体 】 (1回の利用は2時間までです。)

- (1) 定期利用分 . . . . . 1~10日の間、翌月1か月分をまとめて予約ができます。  
(平成27年4月受付分より)
  - ・予約の際、「体育施設定期利用団体 登録決定通知書」(コピー可)の提示が必要です。
  - ・10日までに翌月分の予約申請のない場合は、利用のないものとします。
- (2) 定期利用分の代替措置 . . . 21日以降、施設の修繕・大会・行事等のため、使用できない場合、代替の予約ができます。(平成27年3月受付分より)
- (3) 定期利用分以外 . . . . . 21日以降、翌月2回分の予約ができます。

## 2. 当月分の予約 [すべての個人・団体] (1回の利用は2時間までです。テニスコートは2面まで。)

- (1) 電話での予約受付はできません。予約状況の確認のみの対応になります。
- (2) 当月分の予約については、特に期間の限定はありません。
- (3) 前月に予約した分を含めて、市内登録者は合計3回分、市外登録者は合計2回分の予約ができます。
- (4) 当日の利用については、上記の外、空きがある場合は利用ができます。
- (5) 利用時間が残り1時間を過ぎたら、申請により1時間の延長ができます。
  - ・受付窓口と利用施設が離れている施設については、施設を利用する当日、事前に窓口で延長(1時間まで)ができます。
  - ・定期利用団体については、「体育施設定期利用団体 登録決定通知書」の提示が必要です。

### 3. 大会・行事、練習試合の予約

#### 【 受付場所 】

- (1) 大会・行事等での仮予約・・・スポーツ振興課でのみの受付になります。  
(各種大会・行事等による仮予約受付表を提出してください。)
- (2) 練習試合の予約・・・・・・・・各窓口で受付できます。  
(練習試合による予約受付表を提出してください。)

#### 【 大会・行事の予約 】

- (1) ① 市等（警察署、消防署含む）  
② 体育協会  
③ スポーツ少年団  
④ 総合型地域スポーツクラブ  
⑤ 障害者団体、高齢者団体（7割が65歳以上）  
⑥ 小・中学校（市内）、高等学校（市内）、中体連、高体連、小学生競技連盟  
⑦ 地域団体（自治会、育成会）、ライオンズクラブ、ロータリークラブ
- ・各種大会・行事等による仮予約受付表を提出してください。
  - ・大会要項等を添付してください。（利用日の1か月前までに提出してください。）  
（利用日の1ヶ月前までに大会要項を提出して、本予約の手続きをしない場合は、利用のないものとし、仮予約を取り消します。）
  - ・定期利用登録団体の優先枠より優先します。
  - ・予約時間は、大会内容に応じた必要最低限とします。
  - ・受付は、利用日の前年度の2月12日から随時受けを開始します。

#### (2) その他の団体

- ・各種大会・行事等による仮予約受付表を提出してください。
- ・大会要項等を添付してください。（利用日の1か月前までに提出してください。）  
（利用日の1ヶ月前までに大会要項を提出して、本予約の手続きをしない場合は、利用のないものとし、仮予約を取り消す。）
- ・予約時間は、大会内容に応じた必要最低限とします。
- ・受付は、利用日の前年度の3月16日から随時受けを開始します。  
**（平成28年3月受付分より3月11日から受付を開始します。）**

## 【 練習試合の予約 】

- (2) 練習試合での施設の占有を許可します。
- 練習試合による予約受付表を提出してください。
  - 定期利用団体の優先枠の方を優先します。
  - 予約時間は、試合数に応じた必要最低限とします。(1試合当たり 90分が目安)
  - 受付は、〔市内：前月の11日以降、市外：前月の21日以降〕 随時受け付けを開始します。(平成27年4月受付分より)
  - 練習試合の受け付けは1回ごととします。(施設利用終了後、次の予約ができます。)

## 4. 学校施設の利用 (学校開放)

- (1) 小中学校の体育館・校庭・ミーティングルームは、定期利用登録団体及び地域団体 (自治会・育成会等) にのみ、貸し出します。
- (2) 学校施設の利用の申請をする場合は、事前に学校の許可が必要になります。  
(定期利用登録分を除く。)
- (3) 祝日の昼間の貸出し (小学校) については、前月の**21日以降**予約できます。  
(平成27年4月受付分より)

## 5. 定期利用登録団体

体育施設を利用する団体で、下記の①②の要件を両方満たしている場合には、定期利用団体として登録することができ、体育施設を定期的に利用することができます。

(スポーツ交流館を除く)

また、施設の修繕・大会・行事等のため、使用できない場合の振替措置 (翌月分) は **21日以降、受付を開始します。**(平成27年3月受付分より)

**なお、学校施設の定期利用団体の代替施設は原則学校施設とし、空がない場合は一般の体育施設の代替措置を認めます。**(平成27年3月受付分より)

(登録申請の問合せは、スポーツ振興課まで。)

〔団体の登録要件〕

- ① 10人以上の団体で7割以上が下野市に在住、在勤又は在学の者で構成している団体。
- ② 年間を通して、週1回以上利用する団体。

## 6. サッカーの利用施設

南河内東部運動場、柴公園、みのわ古城公園・・・練習、大会、共に利用できます。  
別所山公園、大松山運動公園、国分寺運動公園・・・大会のみ、利用できます。

## 7. 硬式野球の利用施設

別所山公園、南河内中学校校庭・・・キャッチボール程度の練習のみ利用できます。  
※ 他の利用者(散歩、ジョギング、軟式野球等)の安全確保に十分配慮することが条件です。

## 8. 還 付

### (1) 利用のキャンセル

#### ①自己都合によるキャンセル

自己都合によるキャンセルの場合には、3日前までに連絡があった場合のみ、使用料を還付します。それ以後のキャンセルについては返金出来ません。

還付手続きは、2週間以内をお願いします。

※ ナイター使用料については③を適用します。

理 由	連 絡 の 時 期				( 連 絡 先 )	
	3 日 前	2 日 前	1 日 前	当 日	スポーツ交流館 52-1124	南河内体育センター 48-2392
自己都合による キャンセル	可	不可	不可	不可	B&G海洋センター 44-5131	

#### ② 悪天候によるキャンセル

当日、悪天候(雨・雪・強風)により利用できない場合には、利用開始時間までに連絡があった場合、キャンセルを受け付けます。

還付手続きは、2週間以内をお願いします。

ただし、悪天候により利用できないことが明白である場合は、事後キャンセルを受け付けます。(3日以内)

なお、利用開始後の雨等による還付は、利用開始時刻から20分以内に申し入れがあった場合は、キャンセルを受け付けます。

※ 悪天候時の施設使用の可否についてはスポーツ振興課で判断します。

例：テニスコートを2時間予約した場合で、利用開始後にすぐに雨が降ってきた場合  
20分以内に申し出があった場合・・・全額還付  
20分経過してから申し出があった場合・・・1時間分のみ還付

#### ③ 夜間照明(ナイター)

ナイター使用料については電気代の意味合いもあるので、未使用のナイターカード・コインを返却した場合は、ナイター使用料を還付します。

ただし還付手続きは、施設使用料と同様に2週間以内をお願いします。

※ 未使用のナイターカード・コインを次回利用時に使用することは許可しません。